

鳥取県告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり中山町畑地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年2月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理事	尾古礼隆	西伯郡大山町羽田井179
〃	籠津文彦	西伯郡大山町石井垣181
〃	山下文人	西伯郡大山町羽田井1418-99
〃	野川延史	西伯郡大山町田中588
〃	河端律雄	西伯郡大山町御崎348
〃	圓岡誉博	西伯郡大山町下甲361
〃	天島清憲	西伯郡大山町高橋153
〃	高見利洋	西伯郡大山町塩津10-1
〃	笠見捷悦	西伯郡大山町松河原127
〃	長田潤之助	西伯郡大山町下市844
〃	野口昌作	西伯郡大山町八重156
監事	前田 讓	西伯郡大山町御崎106
〃	長原幸充	西伯郡大山町長野53
〃	佐藤千歳	西伯郡大山町羽田井1619-8

平成22年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	尾古礼隆	西伯郡大山町羽田井179
〃	籠津文彦	西伯郡大山町石井垣181
〃	市橋正行	西伯郡大山町羽田井1418-444
〃	野川延史	西伯郡大山町田中588
〃	河端律雄	西伯郡大山町御崎348
〃	圓岡誉博	西伯郡大山町下甲361
〃	天島清憲	西伯郡大山町高橋153
〃	高見利洋	西伯郡大山町塩津10-1
〃	足立忠久	西伯郡大山町松河原288
〃	長田潤之助	西伯郡大山町下市844
監事	西村 暁	西伯郡大山町御崎92
〃	井上広志	西伯郡大山町長野873
〃	田内洋二	西伯郡大山町束積292

平成22年4月6日就任 任期4年